

## 第85回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和4年12月7日(水)午前9時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 大会議室

3 出席農業委員 (11人)

- 1番 川地 守
- 2番 宮城 恵子
- 3番 瀬川 一郎
- 4番 小柳 貴史
- 5番 沖村 和哉
- 7番 中原 賢
- 9番 宮本 平
- 11番 角井 雅之
- 12番 袴田 光夫
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (3人)

- 6番 星出 栄一
- 8番 大谷 正樹
- 10番 田中 豊文

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

書記 小田 康雄

書記 泉口 洗平

議長 定刻となりましたので、只今より第 85 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。本日事務局長は、周防大島町議会に出席しているため欠席となります。ようやく寒くなりました。11月まで作業しているときに汗をかくとは思いませんでしたけれどもずっと暑い日が続いていました。12月に入ってやっとのことで寒くなって冬らしくなりました。みかん農家野菜農家花農家それぞれ年末需要に向けて一番忙しい時期かと思えますけれども効率的に進めてまいりますのでご協力をお願いします。

本日の附議事項は、議案1件、報告事項1件、審査会1件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員11名、欠席委員3名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員11番角井委員と12番袴田委員によりしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より報告があります。

事務局 失礼いたします。前回の総会で角井委員よりご質問のありました、10月総会においてお諮りした住宅に付属する農地指定申請についてご報告いたします。住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第2条の住宅の定義について、町内に居住を目的として建築する戸建の建物、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定である戸建の建物と定められており、前述の居住を目的として建築する戸建の建物については、現況が宅地となっていないことと解釈されます。従いまして、農地法第5条の許可とあわせてお諮りさせていただいた次第です。報告は以上です。

議長 角井委員。

11番 宅地でなかったよ、はいいんですけどそれは指定の審査をしていい場所だったのかいけない場所だったのかという意味ではどうなのか。

事務局 住宅を指定するその住宅について居住を目的として建築する戸建ての建物の住宅指定ということなので。

11番 その前に審査の時に審査対象地というのが宅地という地目でなくて農地だったという話でしたよね。そのあとに要はここで一個前で転用申請みたいなのが出て転用の申請の許可をここで出したんですけど、その転用許可の申請は私たちがだしているのはあくまでお墨付きであって、法務局にこれを持って行ってこれを宅地にいいですよやむを得ないですよというのを出すだけで、少なくともこの段階で一個前の話で審査をして了承を取ったからといってそ

の農地が宅地になったというわけではないのでその農地に対して農地を付随させるのを同日に審査するのはおかしくないですかと言ったと思ったんですけど。今の話だと要は宅地の定義は、付随させられるのはそういうのを目的としているという話であって農地に付随させたことに関しては何一つ解決していないなっていうのが感想なんですけど。

事務局 住宅に付属する農地の指定というのが要領によって定められてはいるんですけどどうすればいいかというのが。あくまで住宅に付属するという住宅に対する指定なのでその土地が農地であるか宅地であるか定めがないところになります。これから建つ住宅に対する指定というのもできるのですけれどもその土地が宅地か農地かというところまでは定めがありません。あくまで住宅を建つという見込みがあるという風に農業委員会でも審査されて許可が出ていますのでそれについて指定するということは特段問題ないというか、逆に拒否ができないのかなという風に考えていました。

1 1 番 その日は農地だったんですよね、なぜ連続でやったのかという話。クッションを挟まないといけないのではないかという話とちゃんと階段を踏んでいこうよというのが一番言いたいことではあるんですけど、なにをやるにしても。例えば効率的に審査をするために一括審査しなさいというお達しが出ているんだったらとりあえずいいやり方にはなるんですけど。住宅が建つ予定の農地というのでなんでも OK というのは将来的には建つ予定があるからやってもいいんじゃないと言い出したらどうなのという。

事務局 確かに一番きれいなのはまず 5 条申請をいただいて住宅が建ってそれからでなければ地目が変わらないんで。農地が宅地になってそこから住宅に対する指定というのをいただいてその指定が終わったら 3 条申請という流れが一番きれいかなとは思ってますけど。

1 1 番 これは公の審査だからきれいにやらなかったらどうするのという。

事務局 それはわかるんですけど定めがないので。許可を求めて申請を受けておりましたそれに対する行政処分になるんですけども拒否するとなれば相応の理由、根拠が必要となります。今回その根拠がないので拒否できないというのがあります。

5 番 話が堂々巡りになるんだけどその辺事務局の方で事前に話して指導ということはできないのか。

事務局 今回申請を受けるにあたっていろいろご相談はいただきました。こちらでもいろいろ調べて。

5 番            こういう風に話が前に進まない会議をするんならやらなくてもいいと思う。しっかり結論出してやってほしい。解決策をどうするのかを話しているだけだからできないといわれたら前に行かないですよ。この会議。今後どうするかということで指導するとかそういう風な話でやるんなら皆納得すると思うんですよ。ただできないということでは話が前にすすまない。その辺の指導ができるかどうかも含めて話してもらいたいと思う。できないということであれば解決策はないから事務局でやってくださいということになる。

議長            同時申請で上がってきた場合の指導という形でもうちょっと整理したいというのかもしれない。もう一回事務局ご検討ください。今のままでは堂々巡り、確かに拒否もできないのかもしれませんが。いずれにしても同時に上がってきて審査はおかしいという話だと思いますけど。一個ずつ手順を、完全に宅地になったあとでないといけないという話になるのかどうか。別問題として月が替わればまだ審査のしようがある。

9 番            何をもって付随を目的とした建物とするかというところを農業委員会で判断するのか。建物が建っていない状態で建物があるという前提ですか。かというところですかね。建物が建つ前提で付随させるっていう許可を出すか出さないかの判断をしたわけですけど。その前提となる根拠はその前の地目変更っていうところになると思うんですけど、それが同時に出てきたのが問題なわけで。地目の変更をもって農業委員会としては建物が建つんですよという根拠にしたいというのであれば同時に出てくるのはおかしいと。その基準となる定めがなければ。

議長            沖村委員及び宮本委員の意見を踏まえてもうちょっと課題を整理してください。それを踏まえて次回その検討結果を報告いただければと思います。それでは議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局          はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町西安下庄●●●●、申請地、大字西安下庄、字屋代地中、地番●●●●、地目畑、面積 713 m<sup>2</sup>です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 13, 744 m<sup>2</sup>、取得後は 13, 744 m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、当該農地を利用権の設定により父親から借り受けている農地を自己所有農地として譲受け営農活動に力を入れたい譲受人の要望に対し譲渡人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確

保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用する  
と考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規  
定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受  
けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要  
件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると  
判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超  
えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件につ  
いても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り栽培する計  
画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じな  
いと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可  
要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などが  
ありましたらお願いいたします。

13番 補足説明をいたします。さる11月30日の午前中に推進委員の國次さんと  
一緒に現地の確認をしました。譲受人の方と連絡がなかなかつきませんので  
親族である譲受人とは伯父甥の関係の方から詳しく説明をしていただきまし  
た。譲受人は現在青年後継者として地域の中で活躍しておられる人物であり  
まして日夜大変頑張っておられます。現在お父さんと一緒に農業に取り組ん  
でおられますが議案書の4ページにありますようにほとんどが使用貸借か賃  
貸借でありましてご自分の所有の名義農地がありませんので今後において農  
業を本気で取り組んでもらいたいという親心から今回贈与の話が盛り上が  
ったようです。現地につきましては日照排水運搬に大変便利なところでありま  
して上手に作ればさらに立派な園地にもなる収益も上がることは間違いな  
いと思います。今後の譲受人の活躍に期待するところでございます。説明は以  
上です。ご審議のほどお願いします。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続い  
て、日程2、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局  
より説明をお願いいたします。

- 事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。資料は5ページから7ページをご覧ください。久賀にて1件の現況証明を行いました。非農地の判断を行ったのが16筆のうち12筆となります。理由は備考欄のとおりです。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。報告は以上です。
- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて日程3、審査会に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画（案）につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。令和4年12月25日告示予定で新規 125筆 130,313㎡、更新 92筆 97,453㎡、合計 217筆 227,766㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 はい、それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。角井委員。
- 11番 旧橋地区の〇〇さんと●●さんの契約で異論があるというわけではないですが〇〇さんはもう農業を辞めるような感じですか。この方はどういう立場だったか忘れてしまったのですが新規就農でやっていたのではなかったかなと思って。補助金がらみがあったかなかったかで全然違って来るんですが、なかったんですかね。
- 議長 せとみを植えている畑があって会検にひっかかるからと●●さんに渡したと聞いていますが。
- 11番 改植事業はだれが作っていても作ってさえいけばいいんだったんですかね。感覚的にはもうやめて元の仕事に戻ると。
- 議長 聞いている限りでは〇〇さんはもう移転している。
- 11番 補助金とかもらってなくて何にもひっかかりがないんだったら職業選択の事由があるんで。何かで認定されているということは。
- 9番 次代の絡みだったかと。最初もらったけど辞退したとか。
- 1番 いや、初めから面積が足らなかった。経営面積で計画が立てられなかったの

でそれに向かってやろうかということだったが、だんだんやらなくなって。増やすよう役場や柳井農林が指導もしていたがやらなかった。

9番 最初はせとみをやるという話だったような。

1番 せとみはできていて大分大きくなっている。

11番 何ももらっていないのなら問題ないですが、残念な話だなと。

9番 残念ですね、最初はやる気だったんでしょうけど。それを引っ張り切れなかったという。

議長 柑橘振興センターが気にしていて補助金で改植していて荒れているのをどうにかしないといけないという話をずっと聞いていて。それを最終的に●●さんが受けて始めた。それがここに上がってきた成果だと思いますが。圃場がイコールなのかは確認できていないですが。

11番 荒らさせるよりは大農家さんにお任せすれば安心感がある。

議長 他に質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は1月16日(月)午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は1月6日(金)までを予定しております。

議長 以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第85回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。



上記は、令和4年12月7日開催の第85回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和5年 1月 日

周防大島町農業委員会会長 \_\_\_\_\_ 印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 \_\_\_\_\_ 印

周防大島町農業委員 \_\_\_\_\_ 印